

会 議 録

会議の名称	令和4年度第2回上尾市行政改革推進委員会		
開催日時	令和5年2月28日(火) 14:00~15:20		
開催場所	庁議室		
議長(委員長・会長)氏名	委員長 井上 繁		
出席者(委員)氏名	井上 繁、三井田 晴宏、鈴木 委一、宮川 英子、 井上 和人、高梨 光美		
欠席者(委員)氏名	矢島 由美子、大澤 哲也、大野 宣子、山田 ひとみ		
事務局(庶務担当)	行政経営部長 長島 徹、同次長 池田 将寛、 行政経営課長 本郷 美代子、同主幹 佐藤 浩、同主査 榎本 圭佑		
会 議 事 項	1 議 題	2 会議結果	
	(1) 補助金の見直しについて	報告・説明と質疑応答	
	(2) 効率的な土日開庁の実現について	報告・説明と質疑応答	
	(3) ネーミングライツ事業に関する取組みについて	報告・説明と質疑応答	
議事の経過	別紙のとおり	傍聴者	2人
会議資料	別紙のとおり		
<p>議事の内容・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和 5 年 4 月 5 日</p> <p style="text-align: right;">議長(委員長・会長)の署名 <u>井上 繁</u></p> <p style="text-align: right;">議長に代わる者の署名 _____ (議長が欠けたときのみ)</p>			

議 事 の 経 過

●令和4年度第2回上尾市行政改革推進委員会

1 委員会開会

司会
(行政経営部長)

それでは令和4年度第2回上尾市行政改革推進委員会を開会いたします。
私は、司会進行を務めさせていただきます行政経営部長の長島と申します。
よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきます。

本日の委員会では6名の委員さんに出席いただいております。

条例第6条第2項に規定された定足数である委員の過半数の出席がございますので、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

本日は、上尾市行政改革プランの取組である、「補助金の見直しについて」、「効率的な土日開庁の実現について」、「ネーミングライツ事業に関する取組みについて」、それぞれご報告及びご説明をさせていただきます、ご意見を賜りたいと考えております。

それでは、ここからは条例第5条第2項の規程に基づき、井上委員長に会議の進行をお願いいたします。

委員長、よろしくお願いいたします。

2 会議の公開について

井上 繁委員長

それでは議事の進行を務めさせていただきます。

次第の2ですね。会議の公開について事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局
(行政経営課長)

本委員会につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」に従いまして、同指針策定後の初めての委員会において「原則公開」ということで採決されておりますことをご報告させていただきます。

井上 繁委員長

はい、それでは事務局に確認いたします。本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。

事務局
(行政経営課長)

傍聴者が2名いらっしゃいます。

井上 繁委員長

それでは、ただいまから、傍聴者に入場していただきます。

議事に入ります前に、傍聴者に、傍聴上の留意事項について申し上げます。

先ほど事務局から傍聴要領をお配りいたしました、これをよくお読みいただき、遵守してください。

また、傍聴要領に反する行為をした場合は、退場していただく場合がありますのでご注意ください。

3 議題

それでは次第の3議題に入ります。

初めに、(1)ですね、「補助金の見直しについて」事務局より説明をお願いします。

<p>事務局 (担当者)</p>	<p>まず初めに、資料の確認をさせていただきます。事前に郵便で送付させていただいておりますが、「資料1 補助金等見直しの論点」、「資料2 補助金等見直しの方向性」、「資料3 補助金等種類の区別フロー（イメージ）」「資料4 土日開庁ニーズ調査」、「資料5 ネーミングライツ事業候補施設等一覧」の5点となります。また、当日配付の資料といたしまして、上尾市のホームページを印刷したものを配らせていただきました。不足はございませんでしょうか。</p> <p>それでは説明させていただきます。今回、議題としている3つの取組につきましては、いずれも上尾市行政改革プランの中で項目として掲げておりまして、行政経営課で取組を行っているものとなります。</p> <p>まず、(1)の議題、「補助金の見直し」について説明いたします。</p> <p>これまで上尾市の補助金は統一的なルールがなく、それぞれの案件ごとに制定した補助金交付要綱を根拠として運用しているのが現状でございます。このため、行政経営課では、まずは最低限の基準を作りたいと考え、平成31年度から検討を始めました。</p> <p>資料1「補助金等見直しの論点」をご覧ください。タイトルの横に記載しているとおり、令和元年12月5日に開催した上尾市行政改革推進委員会でお示した補助金見直しの論点となります。</p> <p>この時の委員会での議論の中では、論点2に関する事として対象経費に関する基準は必要だと思ふといったご意見ですとか、論点8に関する事として、一律に市単補助による上乗せ、横出しについて廃止すると、上尾市独自の政策ができなくなってしまうのではないかとといったご意見をいただきました。</p> <p>その後、新型コロナウイルス感染症の流行などにより、令和3年度には「コロナ禍の臨時財政運営方針」に基づく対応として、補助金の一律10パーセント削減等を行ったこともあり、この補助金の見直しについては検討を見送ってきたという状況でございます。最近になり、行動制限のない状況が続き、より積極的な経済活動への転換が進むなど、コロナに関する状況も変化してきているため、今回改めて補助金の見直しを進めることといたしました。</p> <p>それでは、当時の上尾市行政改革推進委員会でのご意見も踏まえ、改めて事務局案として補助金等見直しの方向性を示したものが資料2でございます。</p> <p>資料2をご覧ください。補助金等の見直しの方向性として5点示してございます。まず、見直しの方向性1として、ルールの対象とする補助金について、団体運営に対する補助金を対象としたいと考えております。</p> <p>恐れ入りますが資料3をご覧ください。こちらは、補助金等種類の区別フロー（イメージ）となります。各課で扱っている補助金等について、性質等で分類するとこのようなイメージになります。団体運営に対する補助金ですとか、事務事業依頼型として例えば、こちらで示しているのが上尾シティマラソン実行委員会補助金などは、まさしくシティマラソンをやるために、補助金として交付しているものとなります。また、事業応援型といたしまして、例えば家庭用生ゴミ処理機の購入補助金などが当たり、このように区別されるのではないかと考えております。</p> <p>この中で、資料の左側2つの団体運営型補助金を今回の見直しの対象にしたいと考えております。</p> <p>次に、見直しの方向性2、補助基準額の統一についてです。</p> <p>懇親会等の飲食費や必要性が認められない視察研修旅費などに対し補助</p>
----------------------	---

金が充てられていないか確認できるように、統一的な補助対象外経費を設定することとしたいと考えております。こちらは、下にイメージの図を載せております。例えば「総事業費が 100」の団体で、「対象外経費が 20」あった場合、「補助対象経費は 80」になるという事になります。また、一定の収入として例えば上部団体からの補助金等がある場合については、下の図でいうと「収入 30」にあたりますが、そういった収入が見込まれる場合はそれを補助対象経費から差し引くことができることとしたいと考えております。具体的には下にあるとおり、補助対象外経費と収入を比べて大きい方を差し引くことで、補助基準額を算出することができるのではないかと考えております。

次に見直しの方向性 3、補助金の補助率についてです。原則として補助金の補助率は 1/2 以内としたいと考えております。

ただし、市が出資していたり、市が事務局をしているなど運営を担っている団体は 10/10 以内としたいと考えております。

資料の下の図でいう補助基準額 70 の 1/2 になりますので、35 というのが、この考え方を当てはめたときの補助額というようなイメージになります。

次に見直しの方向性 4、基金（預貯金含む）・繰越金の扱いについてです。こちらは目的に合理的な理由がある基金については認めますが、その他の基金（預貯金を含む）又は繰越金を一定額有する団体に対する補助金は交付しないこととしたいと考えております。

最後に見直しの方向性 5 は、補助対象経費に占める補助金の額の割合が低いものの扱いについてです。補助対象の団体について、その補助対象経費に占める補助金の額の割合が 10%以下の団体等に対する補助金は交付しないこととしたいと考えております。ただし、現在交付している補助金の使い道について、先ほどの資料 3 にございました「事務事業依頼型補助金」や「事業応援型補助金」など、団体の活動ではなく、団体の行う事業そのものへの補助が含まれている場合は、それを明らかにした上で、補助金の交付要綱等を改正することで、整理をしていくということができないかというふうに考えております。

以上補助金の見直しの方向性について説明させていただきました。これらは現段階で事務局の考える方向性であり、例えばいくら以上の基金を持っていると対象外になるかなど、具体的な話はこれからであると考えております。

初めに申し上げたとおり、まずは市としても、市民から見ても納得性のある統一したルールを作りたいと考えておりますので、皆様からご意見をいただきまして、その後各課のヒアリングを行いながら進めてまいりたいと思います。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

井上 繁委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問があればいただきたいと思っております。

高梨委員

確認ですが、見直しの方向性 3 に書かれている市が出資などを行っている団体については補助率 10/10 以内となっておりますが、この規定についても、上のような、収入がある場合についてはそれを差し引いた残りの 10/10 以内という考え方でよろしいですか。この規定を設ける場合は、市が出資などを行っている団体については、収入などを差し引いた残りの補助率 10/10

	<p>以内という規定になると思いますが、そういった解釈でよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局 (担当者)</p>	<p>補助基準額というのが、補助率を決める上で必要な数字というふうになってきますので、今のところですとこの補対象外経費ですとか、上部団体からの収入等があった場合には、それを差し引いた額を基準の額として10/10以内にしたいと考えております。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>同じような質問ですが、この表の総事業費100で、補助対象経費が80、対象外経費が20となっていますが、これ8:2というのは、例えば団体はいろいろ事業があつて8:2にならないと思いますが、これは定型的に8:2で割り切るのですか。それとも、補助金の団体ごとに査定をするということですか。</p>
<p>事務局 (担当者)</p>	<p>ご質問いただいたとおり、こちらは例示という形になりますので、個別には団体の状況に応じて算出していくという形になります。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>対象外経費の件ですが、統一的な補助対象外経費を設定するとなっているが、具体的に個別に規定ができるのか。例えば、必要性が認められない視察研修費とあるが、普通視察研修するのに必要性のない視察研修って、どの団体もやらないというのが、これ常識というか、必要だから行くという話になると思います。だから、判断といいますか、対象外経費の設定の仕方ってかなり難しいのではないかと思います、具体的に考えはあるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (担当者)</p>	<p>こちらに書いてあるとおり、例えば懇親会等の飲食費という部分については、おそらく皆様、納得いただける部分なのかなと思いますが、おっしゃっていただいたように必要性が認められない視察研修旅費というのは、線引きが難しい部分もあるかなとは思いますが、</p> <p>例えば市役所の職員も出張で行ったところでどういうことをやったのかとか、それで何を学んだのかという復命書などを出して、こういう目的を達成するために、この団体がやっている事業に視察に行きましたと報告を行っております。補助金の交付にあたって、同様の復命書のようなものの作成を行っている団体も調べているとありました。そこまでやるのかどうなのかというのは議論すべきところはあるとは思いますが、そういった形で区分していくしかないのかなと思っております。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>この対象外経費を設定するというのは、難しいと思いますが、できるだけ具体的に設定していただければ、各団体もそれに沿って事務の執行ができると思いますので。無理のないところでできるだけ具体的にお願いします。</p>
<p>井上 和人委員</p>	<p>基本的な質問でございますが、本年度の予算の中で補助金の金額や件数はどのくらいですか。</p>

<p>事務局 (行政経営課長)</p>	<p>平成 31 年度予算であれば、すぐ出まして、補助金の予算としては約 43 億円でございます。件数はすぐには出ませんが、実は 4 年前にこの補助金の見直しを進めるにあたって、補助金を交付している団体にアンケートを実施してございます。そのときのアンケートの送付件数が 942 件でございます。今、手元の資料で参考になりそうなデータは以上になります。</p>
<p>三井田副委員長</p>	<p>預貯金を含むその繰越金の取り扱いというところですが、補助金をもらったから繰り越しが出ていると、そういうふうに見るわけですか。交付をした団体に対して、私はそれが正しいかどうかというのはちょっと疑問を感じる。</p> <p>例えば何かの事業をやったときに、その役所の方の補助要求をするときに、こういう経費がかかるから、これだけ補助をしてもらいたいというような申請をする。それが一つの団体だとして、例えば何か参加費を募って、いろいろな経費を費やした、けれども補助金をもらっているから対象となるのか。例えば 100 を予算としていたが、80 で終わったというときに、それが例えば 20 の繰り越しが残っているから、例えば翌年同じようなことを申請をしたときに、それがもらえなくなるというふうな格好になるわけですか。</p>
<p>事務局 (担当者)</p>	<p>この基金・繰越金の部分ですが、資料 3 のイメージで言うと今回この団体運営型の補助金を対象にしたいと考えておりますので、イメージとしては、その団体の運営に対する、例えば人件費とか、そういったものにも補助金が使われている前提と考えております。先ほどのご意見だと事務事業依頼型の補助金に近いのかなと思いますので、そうすると今回の見直しのまた別の枠の話になってくるのではないかと考えております。</p>
<p>高梨委員</p>	<p>補助金の仕組みとしては、例えば先ほどの三井田副委員長の事例ですと、行う事業から収入や全体事業費を見込みますが、それが全体事業費があまりかからなかった場合は、その年度で普通は補助金の変更申請をしますので補助金をもらいすぎるということはその当該年度ではちょっとなくなるのかなと思いました。通常、総事業費を見込んで、例えば委託しようと思ったらもっと安くできたとかっていうことは往々にしてありますので、その年にももらったものを翌年繰り越すというのは、全体事業として見ると、ないのかなと、その疑問はないのかなという印象を受けました。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>今の話の関連で見直しの方向性の 4 の中の目的に合理的な理由がある基金については、認めるとなっていますが、基金だけを合理的な理由がある場合に認めて繰越金は対象外ですというふうに読めるのですが、これ繰越金についても合理的な理由があれば当然認められるのではないかと。繰越金が、例えば先ほど言ったように合理的な理由で増えたと、そういう場合に、次年度において補助金は交付しないとこれだと読めると思います。基金について合理的な理由があることを認めるのであれば、繰越金についても合理的な理由がある場合について、認めてもいいのではないかなと思います。</p>

事務局 (担当者)	こちら繰越金についても合理的な理由というのがあればというところにはなるかと思えます。ご指摘のとおりだと思いますので、表現については改めさせていただきます。
鈴木委員	見直しの方向性の5ですが、一定以下、10%以下の補助金ということですが、これは補助金の全体、先ほどの43億のうちの何%ぐらいを占めているのでしょうか。というのは、補助金の額が小さいから切るというのは、ちょっと合理性というか、市の仕事を理解してもらおうとか、そういった面では、一律にカットするというのは、市の事業から見放されるというようなイメージを受ける側の方としては受け取るのではないかと思います。なので、一律に10%以下の補助金について交付しないとするのは、私としてはして欲しくないなという思いがあります。例えば、交付するのに事務手続きがものすごく煩雑だから、そういう細かいのはやめまじょうとか、そういう理由でしょうか。
事務局 (担当者)	行政経営課の中で今回の案を考えるにあたっては、補助金というのが名前のとおり、団体を補助するというところから来ておりますので、当然事業が新しく始まる時ですとか、これをやっていきたいというときは最初一緒に寄り添ってやっていくという形でスタートするというのが多いかと思います。その中で、団体の方できちんと事務等ができるようになってきて、補助の必要性というのが、段々自立してくれば薄れてくるのではないかというのが一つ考え方としてあります。その自立の方向にもっていくために一緒に事業を今までやってきた中で、総事業費の中で10%ぐらいわずかの部分が残っているという団体についてはある程度自立できているんじゃないかという考え方があって、補助金という枠の中からは外していくというのをやっていってもいいのではないかということで、ご提示したところになります。
鈴木委員	そうすると、一律に10%以下は全て切るということではないのですね。何かそのように読めますが。
事務局 (担当者)	一つの自立している、していないという判断をどのようにするのかということになってくるんだと思います。今回はある程度、数字としてどこかを置くというのは必要と考えて、提示させていただいております。
鈴木委員	そうすると、これは補助金の額の割合というよりは、むしろ補助制度の問題だと思います。例えば5年たったから見直しますよとか、補助金を交付する場合に年限を決めて、何年たったから見直しますというような、期限を設けるような制度にしていかないと、ずっと毎年毎年もらえるからいいやということで、当然毎年同じようなことになると思うので、むしろ積極的に出す方の立場からすれば、5年たったから見直しますよとか、そういった補助金の制度そのものの形を変えていった方が合理性が保てるのではないかなと思います。
事務局 (担当者)	ご回答になるかどうか分からない部分がありますが、上尾市の場合、この補助金の根拠というのが各課で補助金の要綱というものを作って、運用

	<p>している状況になります。その中で、個別には見直しを随時行っているというところになるとは思いますが、全体として統一した基準を持った方がいいのではないかと考えたときに、この5項目が最低限のルールとしてあった方がいいのではないかとすることで作っているところです。おっしゃっていただきました何年経ったらというのは、個別事情を把握しているのはやはり所管している課になるかと思しますので、今のところ個別にその要綱の見直し等を行うことによって、それぞれの事情に合わせて運用していくというのがいいのではないかと今のところは考えております。</p>
鈴木委員	<p>そうすると補助金は交付しないこととしたいというよりは、これ表現を変えていかないと、このままですと10%みんな切られるんだよねっていう話に当然なると思うので。例えば補助金10%以下の補助金については見直しをしますよとか、検討しますよとか、私もその表現はよくわからないですけど、交付しないとはっきり言ってしまうと、皆切られると思しますので、そこら辺は工夫していただければと思います。</p>
事務局 (担当者)	<p>こちらについては確かにおっしゃっていただいたとおりでと思いますので、表現については検討させていただきます。</p>
高梨委員	<p>私も見直しの方向性5の関係で、先ほどから議論になっていて気になっていたんですが、県でも、少額補助金については、先ほど委員さんからお話があったように、交付申請、交付決定、交付確定、それから実績報告とトータルの事務を考えますと、いわゆる少額補助金については、交付しない方がいいという考え方はありますが、この10%というのがちょっと気になっておまして、実は10%は分母によって全然金額が変わってくるわけですね。1万円のところだったら1000円ですけども、100万円もらっているところであれば10万円になってしまうわけです。団体によっては、いわゆるマンパワー事業ということで、ほぼ人件費で担っているような団体も事例が少ないですがあります。そういうところが10%で切られますと、そのまま首を切るような状態になってしまうとかですね、いわゆるその10%で運営する1人を削らなくちゃいけないというようなことにもなりかねないというのがあります。この運営費の10%という割合で、交付するしないというのは、上尾市全体の基準として設けるのはちょっとどうなのかなというのは、正直私も細かくいろいろな団体を見て、補助金の性質を見ていかないと、ちょっと厳しいのかなという印象を受けました。全部が事業費であれば構わないですけども、人を雇って人でサービスを提供するようなどころというのは、その10%が非常に団体にとっては痛いというか、厳しい状況になるんじゃないかなという印象を受けたので、テクニカルな部分では少額補助は交付しないというのはわかるんですけども、ちょっと気になるころではありました。</p>
井上 繁委員長	<p>いずれにしても、各委員のご指摘はそれなりに考えた方がいいというような部分が多いように思いますので、ぜひ役所の中でも、さらに議論を煮詰めていただきたい。その場合に、やはりいろいろな可能性を一つ一つ検討していくということが大事で、やはり現場の各課担当の方々とも十分な意見交換が望まれると思います。</p>

井上 和人委員	<p>先ほどお伺いした、43億円というのは、妥当かどうかというのは、私にはよくわかりません。上尾市自体のお金がそんなに潤沢にあるわけではないと思うので、やはりですね、コロナなどの影響で活動してない団体もあるのではないかと。そういった団体にも交付する、去年も出したからというようにすることではなくて、やはり見直し、本当に活動しているのかどうか。補助金というのは、徐々に増えていると思うんですよ。ですから、どこかで、やはり見直しというのは必要なのではないかと感じました。</p>
事務局 (担当者)	<p>今日、皆様からご意見をいただきまして、この基準がもうちょっと見直しになるのかわからないですけども、おっしゃっていただいたように、各課にヒアリング等をしていくことになると思います。その中でまた課題等ありましたら、検討させていただいて、改めてこういった基準でやっていきたいというものを示せていければと思いますので、また内部で考えさせていただきます。</p>
井上 繁委員長	<p>はい、ありがとうございました。 それでは次の議題に移るということでよろしいでしょうか。 二つ目の議題が、効率的な土日開庁の実現についてということでございます。事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局 (担当者)	<p>それでは議題二つ目、効率的な土日開庁の実現についてご説明させていただきます。 本市では、毎週土曜日に一部所属を開庁しておりまして、市民サービスの向上に繋がっております。一方で来客数が少ないため、非効率となっている所属もあることや、出勤した職員が平日に代休を取ることで、平日の稼働状況に支障が出る場合があるなど、いくつか課題が浮かび上がっております。 このため、昨年10月に開庁職場の各所属あてに調査を実施いたしました。 資料4の土日開庁ニーズ調査をご覧ください。 調査項目といたしまして、一番左側ですね、今後必要と考える開庁頻度、開庁時間、変更したい土日開庁取扱業務、土日開庁取扱業務の代替手段の有無を照会いたしました。 資料をご覧くださいますと、かなり所属によって様々な考え方があるということがわかるかと思います。 ただし、所属ごとにバラバラの開庁頻度にしてしまいますと、市民に混乱をきたすこととなるため、ある程度統一した見直しを行っていきたいと考えております。 また、市民サービスの低下を最小限に抑えるためには、資料の一番下の項目にある土日開庁取扱業務の代替手段の確保を行った上で見直しを実施し、効率的な行政運営を実現していきたいと考えております。 つきましては、まずは上から4行目、通年で土日は、開庁しないと回答があり、さらに下から2行目の全ての業務で代替手段があるとの回答がありました、出納室、納税課、障害福祉課、高齢介護課の4所属について閉庁職場とする方向で検討を開始し、今後さらにヒアリングなどを行い、調</p>

鈴木委員	<p>整を進めていければと考えております。</p> <p>以上効率的な土日開庁の実現に向けた取組について説明させていただきました。ご意見よろしくお願いいいたします。</p> <p>これは要望ですが、先ほどありましたように、この事業はやらない、この事業は日曜日しかやらないとか、要するに開いている時間がバラバラになるべくならないように、よろしくご配慮をお願いしたいと思います。</p>
井上 和人委員	<p>現状はどのようなことになってるのかっていうのをお聞きしたいのですが。例えば一番上の市民税課にどのぐらい市民がきているのかどうか。</p>
事務局 (担当者)	<p>例えば、今お話にありました市民税課ですと、土曜日の平均で12.9人いらっしゃっております。今回、閉庁とする方向で考えたいというふうにお話させていただいた出納室、納税課、障害福祉課、高齢介護課ですけれども、大体、納税課が10人いかないぐらい、出納室、高齢介護課、障害福祉課が、15人前後ということになっております。</p> <p>こちらが多いのか少ない、人によって感じ方は違う部分があるかなとは思いますが、今回、単純に職員が楽になるから閉庁したいという部分ではなくて、例えば、障害福祉課では、土日開庁を行ってから、かなり長い時間経っているんですが、課題として土曜日に受付できる業務はどうしても決まっております。申請の受付などはできますが、その受付に伴う相談になってくると、難しくなってきます。相談によっては、例えば県の担当課の方ですとか、転入転出のときに確認しなくてはいけないことがかなり多いようですが、他自治体の同じ障害福祉の担当に連絡を取らないといけない部分が出てきます。福祉系の部門については、他自治体で土日開庁している職場が少なく、その場でお答えができないので、また後ほどとなってしまいうケースがかなり多く、トラブルになってしまうことがあると伺っております。</p> <p>そういったことも含めて、この機会に受付の業務等については、この土日開庁を始めた当初の事務のやり方から変えて、郵送での申請ですとかそういったものもOKといった、代替手段を各課でも考えてきたところになりまして、そういった方法を確保することによって、土曜日については閉庁して、平日に集中して事務をやっていく方が効率的ではないかという意見があるというところで、先ほどお話しさせていただいた方向で考えていきたいと思っております。以上になります。</p>
井上 和人委員	<p>今のお話ですと、あまり必要性はないような気がいたします。ですから本当にたくさん来るところだけ開けておけばいいんじゃないかなと思います。マネジメントから言うと、電気代とかいろいろな経費の方がかかりすぎてしまうので、あまり意味がないのではないかなと私は思う。</p>
事務局 (行政経営課長)	<p>これまでお話しさせていただきましたのが、開庁職場の状況で、もう少し全体的な話をさせていただきたいと思っております。</p> <p>今、市役所で土曜日開けている場所が、1階と2階の一部と5階の一部となっております。</p> <p>1階が市民課、証明書発行センター、保険年金課、出納室があり、2階が</p>

	<p>市民税課、納税課、あと福祉で言いますと障害福祉課、高齢介護課、5階が子ども支援課、保育課、子ども家庭総合支援センターとなっております。</p> <p>あと出張所2ヶ所が開いております。今、土曜日に多くお客様が来庁しているのが証明書発行センターと市民課、あとは上尾駅出張所で、そこになりますと、1日当たり他の課ですと10人から15人と話がありましたが、証明書発行センターですと、150人近くということで、かなり差のある状況でございます。今回の閉庁の検討対象となる4所属と比べますと、8倍から10倍ぐらいの差があるという状況です。</p>
高梨委員	<p>先ほど井上和人委員が無駄も多いんじゃないかというお話があって、私も証明書発行センターは1日150人来るとのことなので、もしかしたらフル稼働が必要なかもしれないですけど、一方で鈴木委員のように統一して欲しいという意見もありましたけれども、物によっては8時半から17時までやらなくてもいいのかなという印象を受けまして、例えば10人ぐらいであれば、半日でもいいのかなと、午前中だけ土曜日が空いてるということであれば、土曜日にしか行けない人は行くでしょうし、例えば、お医者さんなんか土曜日やっているところは、割と午前中だけで終わっているというのがあります。実際自分が抗原検査キットを私どもセンターで三が日に配りましたけれども、実際は1時から4時まで開けていましたが、三が日もですね、最初の30分にほとんどの人が来てしまいました。</p> <p>早くもらいたいということで、残りの3時間近くはですね、1人来るかどうかという状態で、ずっと待ってなきゃいけないという感じでした。</p> <p>私は1時から4時まで開けなさいと言われてたときに、実際長い経験で、夏休み中配っていたときも、最初の1時から2時までの間に、大半の人が来るから、せめて2時間ぐらいにしてくれないかということ、本庁の方にも言いましたが、4時間開けるということで4時間開けたのですが、実際は100人近く来ても、最初の30分、1時間ではけてしまうというようなことがありましたので、やはりその土日に働くというのは働き方改革からするとちょっと逆行しているような部分があって、行政サービス等の傾向を考えると、より効率的に、より効果的に土日開庁というのを今後考えていった方がいいかなと思ったので、いわゆるフルタイムで開ける必要があるかどうかというのは、検討していてもいいのかなという印象を受けました。</p>
事務局 (担当者)	<p>土日開庁が平成17年に本格的に始まって、全庁的に見直しするというのが初めてのことになります。手探りの部分もかなりありますが、今回説明させていただいたところをまずはスタートとして、もっとより効率的なところを考えていければなというふうに思っております。</p>
鈴木委員	<p>すいません土日開庁が始まって、組織なり人員なりどのように変化したのでしょうか。というのは、現状の土日だけ増えた、要するに業務だけが増えて人が増えない予算も増えないという状態で、これやろうとすれば当然、必要ないところはやめてほしいとか、できるだけ小さくしてほしいとかっていう話になると思います。</p> <p>それはもう、そういうふうにするんだっていうことであれば、人とお金と、やはりつぎ込まないといけないと思います。そういうシフトを作らな</p>

	<p>くちやいけないと思うんですね。そこら辺はどうなっているのでしょうか。</p>
<p>事務局 (行政経営課長)</p>	<p>まず平成17年から始まったと今申し上げましたけども、当初は日曜日も開庁しておりました。</p> <p>その導入に当たりましては、当然その分の人工が増えることとなりますので、少なくとも、受付とかそういった窓口業務がメインですのでそういった窓口に対しては、いわゆる窓口業務員という形での非常勤職員を、その当時から雇っています。また、あわせて正規職員が交代で出勤するという形をとっております。</p> <p>ですのでいわゆる、土曜開庁を維持する体制は当初からずっと取っているという状況でございます。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>いずれにしても、業務だけが増えてやりくりができないっていうような状態は避けないと、結局これって市民サービスの向上のために行われているんだと思うので、そのために職員が犠牲になることはないと思いますので、ぜひそこら辺は対応をよろしく願いするしかないと思います。</p>
<p>井上 繁委員長</p>	<p>この件よろしいでしょうかね。それでは、もう一つの議事がございます。次の議題に移りましょう。3番のネーミングライツ事業に関する取り組みについてでございます。事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (担当者)</p>	<p>では、議題の3つ目、ネーミングライツ事業に関する取り組みについて説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料5の一覧をご覧ください。昨年10月に庁内で照会を行い、回答結果としてまとめたネーミングライツの候補施設がこちらの資料の施設となっております。</p> <p>行政改革推進幹事会、行政改革推進本部会議で結果を報告いたしまして、各部からの意見を踏まえ、こちらの一覧にある15施設のネーミングライツ募集を今検討しているところになります。</p> <p>なお市にある大きな施設といたしまして、ここにはないもので児童館2館、アップーランドとこどもの城、西貝塚にあるわくわくランドがありますが、こちらにつきましては現在の名称が公募や地元の意見などにより、決定された経緯があることから、ネーミングライツの候補施設とはしていない状況になります。</p> <p>なお、こちらの資料の中で特定募集、提案募集という、募集の仕方が二つありますが、こちら特定募集につきましては、最低価格等を市の方で定めまして、それに応じていただけるかどうか、金額について公募を行い、応募をしていただくというような形になっております。一方、提案募集については金銭だけではなく、例えば、小動物コーナーであれば動物たちの餌みたいなものを提供する代わりにネーミングライツの権利を持ってもらうということも考えられるんじゃないかということで、提案募集として募集したいと考えています。</p> <p>下の今後のスケジュールをご覧くださいますと、令和5年5月から募集の開始をいたしまして、令和6年4月からネーミングライツに対する応募があれば、順次導入を開始していきたいというふうに考えております。</p>

	<p>ネーミングライツの推進につきましては、各所管課だけでなく、行政経営課でもサポートしながら今後も推進していきたいと思っております。 説明につきましては以上でございます。</p>
井上 繁委員長	<p>今のご説明で一つちょっとわかりにくかったのですが、つまり特定募集と提案募集の違いですけれども、特定募集の方は金額を市で定めると。提案募集の方はどうですか。</p>
事務局 (担当者)	<p>提案募集の方は金額、提供するものも含めて、こういったものを提供したら、ネーミングライツもらえますかというわけではありませんが、こういうものを提供できますがという提案をしていただきます。</p>
井上 繁委員長	<p>つまり、金額を含めた提案を、相手から出してもらおうということですか。そういう違いがあるわけですね。</p>
鈴木委員	<p>ネーミングライツということですけど、これは企業名を出すのですか。例えば、都市公園で企業名の入った都市公園の名前になるんですね。というのは、愛称とかそういうことでしたらわかりますが、何々会社平塚公園となると、ちょっと違和感を感じるんですね。 これ市立の公園ですよということに、その企業名が入っているというのは、やはりちょっと違和感を感じるので、施設名に直接企業名が入るのでしょうか。</p>
事務局 (担当者)	<p>正式名称は変えないことになっていますが、実は上尾市で1ヶ所、ネーミングライツをやっているのが、上平公園にある上尾市民球場で、今現在UDトラック上尾スタジアムという名前になっていて、高校野球の予選などでも使われているので、テレ玉とか見ていただくと、その名前が使われております。 ネーミングライツですが、条例上の正式名称は変えてはおりませんが、愛称としてUDトラック上尾スタジアムもそういった名前になっております。ご意見は様々ある部分かなとは思いますが、歳入の確保策の一つということで進めて行ければと考えております。 また、応募してきていただいた名前については、市の中で審査をしまして、審査する場を設けているような形になります。今回もついていることから、企業名がつくというのは、ありうるものなのかなとは思いますが、それで進めさせていただきたいと考えています。</p>
井上 繁委員長	<p>これどうなんですか、一般的に見ていて、結論から言えば両方使われているというのが実際のところじゃないですかね。そのネーミングライツのネーミングにもよるわけで、例えばあんまり長ったらしければ、誰も言わなくなるとか、使われないとか、いろいろなケースがありますよね。ベルーナ球場は他に持っていかれましたがね。</p>
事務局 (担当者)	<p>契約の更新の関係だと思いますが、西武球場もいろいろ名前が変わっています。</p>

<p>鈴木委員</p>	<p>企業とすればお金を出すんですから、ぜひPRしたいっていうのが本音だと思います。例えば企業名だけじゃなくて、製品名、例えばエースコックラーメン公園というふうにしたいとかっていう話になると思うんですね。</p> <p>そういった場合に、例えば同じラーメン業界の競争相手にとっては、面白くないと思うのでその中で競り合って、どんどん高くなるのだとは思いますが、ただ市民とすれば、なんでエースコックなんだという、話になりますよね。一つや二つだったら私はご愛嬌かなと思うんですけど、これみんなやってしまったらそこらじゅうネーミングだらけになっちゃいますよね。</p> <p>だから、これだけ候補として挙がっていて、やるっていう話に私はちょっと首をかしげたくなるんですけど、そこら辺はこれ他の市町村だとか、県とかの状況なんかは私もよくわからないので、そこら辺はどうなのかなっていうのも教えていただければと思います。</p>
<p>高梨委員</p>	<p>少しインターネットで検索してましたら、(大阪府泉佐野市の)末広公園に、株式会社マンデーさんという会社が、パートナー企業になって、マンデー末広公園というのが事例で上がっていました。多分これだけやっても、私の感覚ですとこの前のUDについても命名権で応募したところが一社だったみたいなんですね。</p> <p>多分、命名権契約すると5年とか、多分そういった期間があると思いますが、恒常的にそのお金を支出しなくてはならないので、例えばこれだけ施設の名称が出ていても、たくさん人が集まる場所とか、用途がかなりあっていろいろな人が集まるということじゃないと、それなりのお金を出して、ネーミングライツで手を挙げようという企業がないんだと思うんです。なので、イメージしている子どもたちが日曜日に10人、20人しか集まらないような公園でネーミングライツが行われるということは、あまり想定はされなくてもご心配はないのかなと思います。</p> <p>地域に根ざしているような小さな公園というより、むしろ、テニスコートがあったり体育館があったりとかもう一段広い公園とか、先ほどベルーナドームの話とか出ましたけど、やはり、かなり的人数の方がいらっしやあって、目に触れるような場所じゃないと対象にはならないですけども、多分、上尾市としてはどういうところに企業が魅力を感じるかという、自社製品を知ってもらうために、どこが合致するかというのを、広く幅広く候補をあげておいた方が、そこかで引っかかるかなという感じで今候補としてあがってるのかなという印象受けました。</p> <p>多分これが全部名前がつくほどそんなに簡単ではなくて、企業が争うぐらい広報媒体として魅力のあるものではないのかなという印象があって、私はUDトラックスも看板を綺麗に掲げていて、やはり会社の名前がつくとやはりその球場を美しく保ちたいという企業も思いがあって、もしかしたらいろいろ整備にもお力添えいただけるのかなというのもあったりするので、そういう意味では、非常に効果的というかですね、より少なく美しく施設を保っていくためには、いい制度だと思いますが、一方で、そんなに手はあがらないじゃないかという印象を受けています。</p>

<p>事務局 (行政経営課長)</p>	<p>若干、補足させていただきます。高梨委員のおっしゃるとおり、市としても、正直なところこの全てに手があがるかどうかはちょっと別ものとは考えています。</p> <p>一つには、結局企業にとってもいわゆるウィンになる環境でないと応募は難しいものと考えております。</p> <p>一方で最近、企業も社会貢献とかそういったいわゆる経済活動だけではなく価値を求めているところも結構多くございます。</p> <p>そういった観点から、行政の方で、具体的にはスタジアムとか、体育館とか、文化会館とかそういった施設は県内、あとは他県、他市でも、ネーミングライツを導入しているところがございます。</p> <p>先ほどのラーメンの話もありましたけれども、例えばC. C. Lemon ホールとかそういった商品名を使っているようなものもございます。</p> <p>ただそこがある程度企業の関心を引くものとは思っておりますが、ここにありますような公園とか、あと道路につきましては、ある意味こちらとしては民間企業の発想を期待したいと思っておりますのでございます。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>ケースとしてはあるという話ですけど、私が心配しているのは、企業活動に利用されるんじゃないかという心配があるんですよ。</p> <p>広報誌なんかにも、以前はそういうことで、広告などを出さなかったんですけど、今は県庁などでも、広告を入れているようですけど、ぜひそこら辺は企業に利用されないっていうかですね、おかしなことにならないように慎重な配慮が必要んじゃないかと思っておりますので、そこら辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>井上 繁委員長</p>	<p>他、よろしいでしょうかね。</p> <p>それではないようですので、以上をもちまして、議事を終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。</p>
<p>司会 (行政経営部長)</p>	<p>井上委員長、進行ありがとうございました。</p> <p>議事につきましては終了しましたが、その他として事務局から何かありますか。</p>
<p>事務局 (担当者)</p>	<p>【その他事項について説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上尾市からお支払いする報酬等の通帳印字の変更について ・次回委員会については、7月、8頃を予定している。また日程が決まり次第、ご連絡させていただく。
<p>司会 (行政経営部長)</p>	<p>本日は貴重なご意見を賜りまして、本当にありがとうございました。皆様からいただきましたご意見につきましては市役所内各部で共有をさせていただきますので、今後行政運営に反映をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第2回行政改革推進委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>